

飛鳥寺西の歴史的変遷

－飛鳥における「天下の中心」の創造－

相原 嘉之

I. はじめに

崇峻紀元年（588）「飛鳥衣縫造の祖樹葉の家を壊ちて、始めて法興寺を作る」と記されている。飛鳥寺発願の記事である。それまで、小規模な建物が建つだけの小さな集落地に、突如として異国情緒あふれる超高層建築が建立されたのである。この飛鳥寺の西方に広がる地は、『日本書紀』に幾たびか記載されている。乙巳の変や斉明朝の蝦夷等への饗宴、壬申の乱や夷狄の饗応など、飛鳥の国家形成過程の歴史上のエポックには必ず現れる地域である。

近年、飛鳥寺西の地域では、飛鳥寺西方遺跡として発掘調査を継続しており、石敷広場が広がっていた景観が、徐々に明らかとなってきている⁽¹⁾。しかし、この「飛鳥寺西」の地域は、飛鳥寺西方遺跡だけでなく、その北にある水落遺跡・石神遺跡の地域にも広がっている。「飛鳥寺西」地域の性格や変遷については、文献史料を基に今泉隆雄氏が詳細に検討しており（今泉1992）、さらに発掘成果をも踏まえた検討を木下正史氏が行っている（木下1997）。これらの研究の結果、飛鳥寺西地域の大きな変遷と夷狄の饗給という性格が明らかとなってきた⁽²⁾。

本稿では、これらの研究に屋上屋を重ねることにはなるが、両氏の研究成果に学びながら、近年の飛鳥寺西方遺跡の調査成果や、既存の調査を再検討することによって、新たな指摘も可能と思われる。また筆者は飛鳥寺北方域の開発の動向から、石神遺跡やその周辺の性格について検討したことがあり（相原2011・2013b）、これらの成果を踏まえると、飛鳥寺西の意義付けが、より鮮明になると考えられる。よって、本稿では、これらの成果を参考にしながら、飛鳥寺西の歴史的変遷について整理し、この地域の意義について言及したい。この地域の解明は、飛鳥地域全体の理解にも影響を与え、飛鳥時代史においても重要であると考ええる。そして、ここが天下を治める天皇の「天下の中心」であることを論じてみたい。

II. 史料にみる飛鳥寺西地域

A. 飛鳥寺西地域の位置

飛鳥寺西地域は、『日本書紀』に様々な表記で記されている。これらは飛鳥寺の西の地域を指すものと考えられているが、まずその表記について整理し、いずれもが飛鳥寺の西の広域を示すことを確認しておきたい。

飛鳥寺西地域を示す『日本書紀』の表記⁽³⁾

まず、飛鳥寺の西のこととして最初に文献に現れるのは、史料2である。これは乙巳の変の序章として、中大兄皇子が蹴鞠の最中に中臣鎌足と出会った場として現れる。ここではその場所を「法興寺の槻の樹の下」で蹴鞠をしたと記されている。法興寺、つまり飛鳥寺であるが、飛鳥寺の西とは記されていない。この場所が飛鳥寺境内地内の可能性もあるが、古代においては伽藍内に今日のように樹木は植えられていない。このことからみて、「法興寺の槻の樹の下」とは、飛鳥寺西の槻樹と理解してよいであろう。しかし、この記事と類似の説話が、『三国史記』新羅本紀 第六に、文武王と金庚

信の蹴鞠と婚姻の話として記されており、史料2も信憑性について疑問がある(山田1953)。中臣鎌足の登場をきわだたせるための、政治的意図をもつ説話と考えられる。ただし、この説話の背景として、飛鳥寺の槻樹とあるのは、飛鳥寺の西を念頭に置いてなされたものであろう。

史料3は乙巳の変直後に、天皇・皇祖母尊・皇太子が群臣を集め、「大槻の樹の下」で天皇への誓約を天地の神々に誓盟した記事である。ここでは飛鳥寺西とは記されていないが、乙巳の変直後であり、槻樹の存在から飛鳥寺西であると考えられている。ただし、この「大槻の樹」を軽の衢にあった大槻という見解もあり(辰巳2009)、孝徳天皇が軽皇子と呼ばれていたことから軽の地との関係を重視する意見もみられる。

史料7は須彌山像を建立した記事で、仏教行事である盂蘭盆会を行い、都貨邏人を饗宴した⁽⁴⁾。その場所を「飛鳥寺の西」とする。須彌山像は石神遺跡で出土した噴水石造物である須彌山石とされており、飛鳥寺の北西に位置する石神遺跡も、広い意味で、飛鳥寺西の範囲に含まれることが伺われる。

史料8も須彌山造立のもとで、陸奥と越の蝦夷饗宴の記事である。この須彌山は史料7の須彌山像と同じものを指し、史料7「飛鳥寺の西」を史料8では「甘櫛丘の東の川上」と記している。飛鳥寺の西では、飛鳥川の対岸に甘櫛丘がすぐ聳えており、左岸には平坦地がない。よって「甘櫛丘の東の川上」とは甘櫛丘の東の飛鳥川右岸沿いで、まさに飛鳥寺西の範囲と重なるので、両者はほぼ同一地点を指しているとみて問題はない。

史料12は壬申の乱において近江軍の軍営地として「飛鳥寺の西の槻の下」が現れる。同じ表現は史料13・14・17にもみられ、いずれも夷狄の饗宴の記事にみられる。また槻樹は記されないが、史料15・16も飛鳥寺西と記され、特に、史料15では「飛鳥寺の西の河邊」とあることから、飛鳥川の河川敷まで広がっていたことがわかる。

このように飛鳥寺西の地域は、表記は多少異なるものの、飛鳥寺の西面大垣から飛鳥川までの東西170mであることは間違いない。そして、飛鳥寺の寺域は南北324mであるが、寺域北西にある石神遺跡もこの範囲に含まれていたことが考えられる。

須彌山の『日本書紀』における設置場所

史料7・8にある「須彌山像」は他にも記録に現れる。史料1は推古朝の記事で、小墾田宮の南庭に須彌山と呉橋を設けたとある。この記事のみ時期が遡るが、史料7～9はいずれも斉明朝のことで、石神遺跡で出土した須彌山石と考えられる。短期間に複数回の造立記録があることから、同一像をその都度組み立てて建立していたと考えられる。須彌山石の出土地は石神遺跡の南東隅である。ここは後に検討するように、石神東地区の南方にもあたり、史料1の小墾田宮の南庭とも一致する。史料9には須彌山を「石上池の邊」に作るとあり、石上池と呼ばれる池も須彌山像の近くにあることがわかる。「石神」が「石上」の遺称地名と考えられることから、「飛鳥寺西」という記載のない「須彌山」に関わる記録も「飛鳥寺西」に建てられた⁽⁵⁾と考えられる。

漏剋の『日本書紀』における設置場所

史料9に「皇太子、初めて漏剋を造る。民をして時を知らしむ」とある。これは我が国で初めて作られた漏剋設置の記事である。この漏剋の設置場所については、史料上は明記されていない。ただし、この記事に続けて、「又、石上池の邊に、須彌山を作る」とあり、須彌山の設置場所と漏剋の設置場所が近接した場所であったことを示唆する記事でもある。須彌山石の出土した石神遺跡と、その南に展開する水落遺跡との関係は、史料9と一致しており、漏剋の設置場所が「飛鳥寺の西」に位置していたことを示している。

『壬申紀』の軍営地の設営場所

壬申の乱は天智天皇崩御後、大友皇子と大海人皇子が皇位を争った古代史上最大の内乱である。こ

飛鳥寺西等関連文献史料

(史料1) 推古20 (612) 年是歳

(前略) 是に、其の辞を聴きて棄てず。仍りて須彌山の形及び呉橋を南庭に構けと令す。時の人、其の人を號けて、路子工と曰ふ。亦の名は芝耆摩呂。

(史料2) 皇極3 (644) 年正月乙亥 (1日)

中大兄の法興寺の槻の樹の下に打毬うる侶に預りて、皮鞋の毬の随脱け落つるを候りて、掌中に取り置ちて、前みて跪きて恭みて奉る。

(史料3) 大化元 (645) 年6月乙卯 (19日)

天皇・皇祖母尊・皇太子、大槻の樹の下に、群臣を召し集めて、盟曰はしめたまふ。

(史料4) 白雉4 (653) 年是歳

太子、奏請して曰さく、「冀はくは倭の京に遷らむ」とまうす。天皇、許したまはず。皇太子、乃ち皇祖母尊・間人皇后を奉り、并て皇弟等を率て、往きて倭飛鳥河邊行宮に居します。

(史料5) 白雉5 (654) 年12月壬寅 (8日)

是の日に、皇太子、皇祖母尊を奉りて、倭河邊行宮に遷り居したまふ。

(史料6) 齊明元 (655) 年是冬

飛鳥板蓋宮に災けり。故、飛鳥川原宮に遷り居します。

(史料7) 齊明3 (657) 年7月辛丑 (15日)

須彌山の像を飛鳥寺の西に作る。且、盂蘭盆會設く。暮に觀貨邏人に饗たまふ。或本に云はく、隨羅人といふ。

(史料8) 齊明5 (659) 年3月甲午 (17日)

甘藷丘の東の川上に、須彌山を造りて、陸奥と越との蝦夷に饗たまふ。

(史料9) 齊明6 (660) 年5月

皇太子、初めて漏剋を造る。民をして時を知らしむ。又、阿倍引田臣、名を闕せり。夷五十餘獻る。又、石上池の邊に、須彌山を作る。高さ廟塔の如し。以て肅慎四十七人に饗たまふ。

(史料10) 齊明7 (661) 年11月戊戌 (7日)

天皇の喪を以て、飛鳥の川原に殯す。

(史料11) 天智10 (671) 年4月辛卯 (25日)

漏剋を新しき臺に置く。始めて候時を打つ。鐘鼓を動す。始めて漏剋を用いる。此の漏剋は、天皇の、皇太子に為す時に、始めて親ら製造れる所なりと、云云。

(史料12) 天武元 (672) 年6月己丑 (29日)

爰に留守司高坂王、及び兵を興す使者穗積臣百足等、飛鳥寺の西の槻の下に據りて營を為る。唯し百足のみは小墾田の兵庫に居りて、兵を近江に運ぶ。(中略) 乃ち高市皇子の命を擧げて、穗積臣百足を小墾田の兵庫に喚す。爰に百足、馬に乗りて緩く來る。飛鳥寺の西の槻の下に逮るに、(後略)

(史料13) 天武6 (677) 年2月

多彌嶋人等に飛鳥寺の西の槻の下に饗たまふ。

(史料14) 天武9 (680) 年7月甲戌 (1日)

飛鳥寺の西の槻の枝、自づからに折れて落ちたり。

(史料15) 天武10 (681) 年9月庚戌 (14日)

多彌嶋の人等に飛鳥寺の西の河邊に饗たまふ。種種の樂を奏す。

(史料16) 天武11 (682) 年7月戊午 (27日)

隼人等に明日香寺の西に饗たまふ。種種の樂を發す。

(史料17) 持統2 (688) 年12月丙申 (12日)

蝦夷の男女二百一十三人に飛鳥寺の西の槻の下に饗たまふ。仍りて冠位を授けて、物賜ふこと各差有り。

(史料18) 持統9 (695) 年5月丁卯 (21日)

隼人の相撲とるを西の槻の下に觀る。

の壬申の乱の戦地になった地は、大和・山背をはじめ東海まで広がる。この中で近江軍は飛鳥古京を守る拠点として、史料12に「飛鳥寺の西の槻の下に據りて營を為る。唯し百足のみは小墾田の兵庫に居りて、兵を近江に運ぶ。」とあるように、飛鳥寺の西の槻の下に軍営地を営み、近江軍の駐屯地としている。さらにこの記事は、後述するように小墾田兵庫や留守司の位置においても示唆的な史料である。

B. 飛鳥寺西の諸施設

飛鳥寺西の範囲内には、史料上多くの施設が展開していたことが伺える。ここで、史料上この中にあった施設について整理しておきたい。

槻樹は史料2・3・12～14・17・18にみられ、この地域の象徴として、槻樹がある。槻はケヤキの古名であるが、斎槻・聖樹として神の依代としてされていることは、史料3でも、「樹下の誓約」と呼ばれる、天皇・群臣らが大槻下で天神地祇に誓盟としていることから伺える。

一方、飛鳥寺西に須彌山像が設置されていたことは史料7～9からわかる。須彌山とは、仏教世界の大海の中央に聳える聖なる山である。史料7に須彌山像のもとで盂蘭盆会が行われていることから仏教世界であることは間違いなく⁽⁶⁾。ここで夷狄の服属儀礼の一貫としての饗宴を行っていた。

史料9には須彌山を石上池の傍に建てたことが記されている。このことから「石上池」と呼ばれる池が存在していたことは明らかであり、石神遺跡では方形池も確認されている。「石上池」は、この方形池あるいは未確認の池であった可能性が高い。

飛鳥寺の西には、槻樹のある広場が広がっていたことは、史料12・17からわかる。史料12には、近江軍の軍営を設けていた。近江軍の規模については明らかではないが、臨時に軍営を設営できるだけの空間があったことが推測できる。また、史料17からは、蝦夷213人が饗宴できる広さの空間があったことがわかる。

史料9に「皇太子、初めて漏剋を造る。民をして時を知らしむ」とあることから、漏剋が設置されていたことがわかる。漏剋の構造については、発掘成果と研究により、呂才のものと同構造と考えられるが、これが楼閣状建物の中に設置されていた。また、この漏剋はその後、近江に移築されたことが史料から推測できる。

C. 飛鳥寺西の性格

このように飛鳥寺西の範囲やそこに設置されていた諸施設を見てきたが、ここでは史料から読み取れる飛鳥寺西の性格について、時期ごとにみていきたい。時期区分としては、今泉氏が指摘したように、飛鳥を都が離れた難波遷都と近江遷都を境として3時期に大別する(今泉1992)。

文献史料に飛鳥寺西が最初に現れるのは史料2である。乙巳の変の発端となった、蹴鞠のできる空間があったことがわかる。ただし、すでにみたように、この記事の信憑性には問題があり、説話的な要素も多い。また、その場所も飛鳥寺の西ではなく飛鳥寺の槻の下とする。次に現れるのは史料3の大化元年である。乙巳の変直後に大槻の樹の下で、天皇に対する群臣の誓約が行われている。槻樹が依代となり誓約のシンボルとなった。このように難波遷都以前の飛鳥寺西は、史料2からも蹴鞠のできる槻樹の広場があり、依代としての斎槻もあったが、夷狄に対する服属儀礼や饗宴はまだみられない。

飛鳥遷都後の斉明朝、飛鳥寺西の中心は、北部の石神遺跡周辺に移る。史料7～9では須彌山の下で、都貨邏人・陸奥と越の蝦夷・肅慎などの夷狄に対する服属儀礼や盂蘭盆会の饗宴が行われていた。

また、これに隣接する漏刻も時間の管理だけでなく、天皇が時空間を支配する存在であることを示すものであり、服属儀礼の重要な舞台装置となっている。このように近江遷都以前には、石神遺跡周辺が夷狄の服属儀礼の空間となっていたことがわかる。

壬申の乱においては、史料12にみられるように、飛鳥寺西の空間は近江軍の設営地として利用されていた。これはそれだけの空間が飛鳥寺の西にあったためであり、本来のこの地の性格としては異質な利用方法である。そして、飛鳥遷都後、史料13・15～18には、飛鳥寺西の槻樹の下で、種子島・隼人・蝦夷に饗宴をしており、服属儀礼の場所が南に移ってきたことがわかる。

このように飛鳥寺の西地域は、少なくとも斉明朝以降、場所は微妙に移るものの、夷狄など化外民に対す服属儀礼や饗宴の饗給空間として利用されており、これ以前も槻樹を依代として、群臣との誓約の場となっていたと考えられる⁽⁷⁾。

Ⅲ. 飛鳥寺西地域の発掘調査

飛鳥寺西地域には、寺域西方にある飛鳥寺西方遺跡・水落遺跡、そして飛鳥寺の北西に位置する石神遺跡がある。ここではこれまでの発掘成果についての概要を記しておく。

A. 飛鳥寺西方遺跡の調査

飛鳥寺西方遺跡は、飛鳥寺旧境内の西側の飛鳥川までの範囲のうち、南2/3に位置している。南北220m、東西170mの範囲である。

7世紀前半 この時期は石敷などはみられない。飛鳥寺西面大垣の西に平行して掘立柱塀がみられ、区画施設の東限と思われる。この西には南北方向の土管暗渠が埋設されており、延長180m以上におよぶが、その給水源や供給先は明確ではない（奈文研1997a）。

7世紀後半 この時期には全面石敷・バラス敷の景観となる。地形にあわせて東から西へ、飛鳥川に向かって雛壇状の造成を行っていることがわかる。

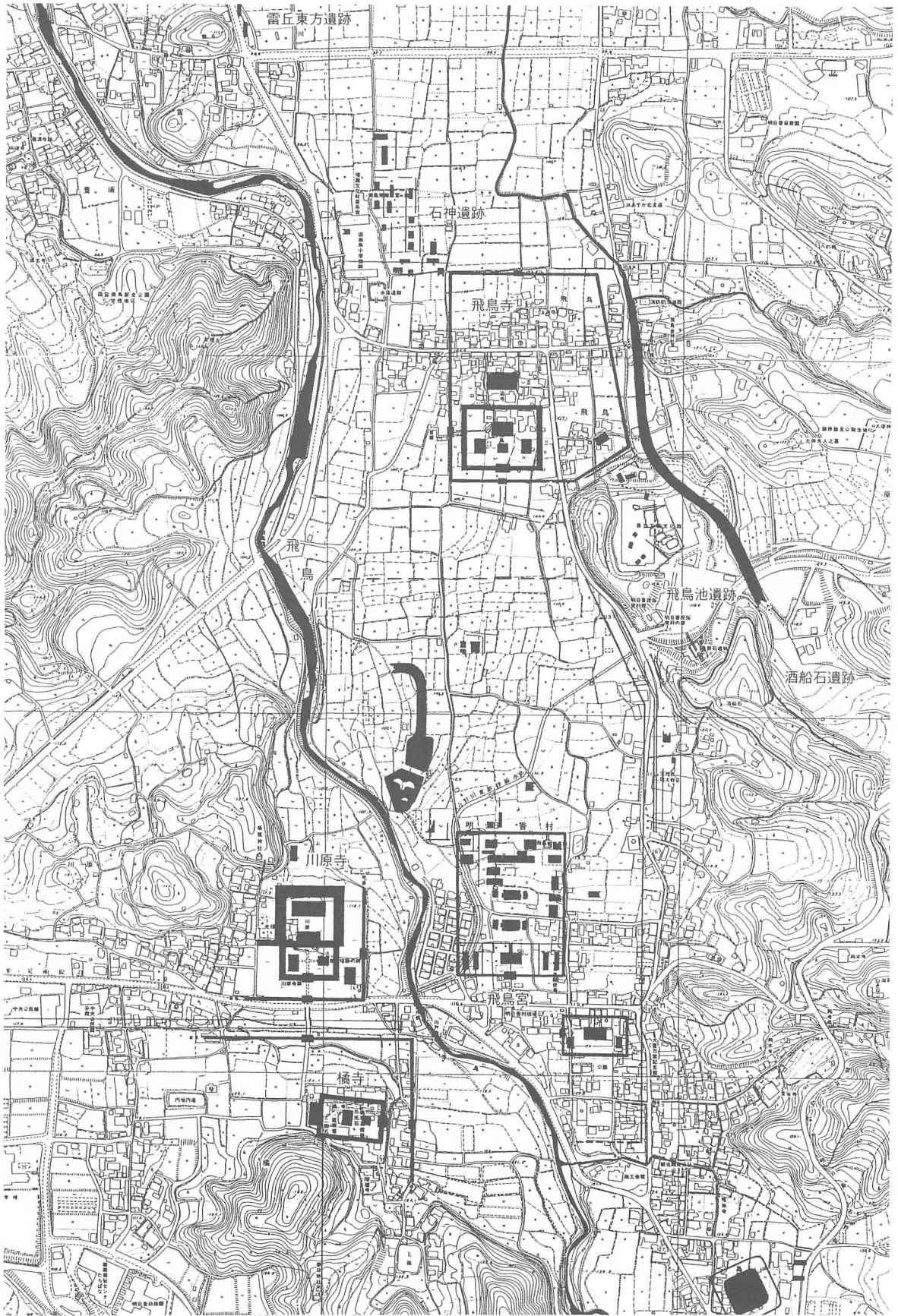
B. 水落遺跡の調査

水落遺跡は、飛鳥寺旧境内の西方の、北半1/3に位置している南北110m、東西170mの範囲である。

A期以前（皇極・孝徳） 漏刻台建設前の建物群である。四面庇建物とその東に長廊状建物の一部、木樋暗渠などが確認されている。断片的な遺構群の配置から、石神遺跡A-3期西区画と類似の建物群が想定されている（奈文研1997b・2000）。

A期（斉明～天智前半） それまでの建物を撤去し、漏刻台建物群を建築する。周囲を石貼りの溝を巡らせ、基壇上に総柱建物を建てる。柱の下には基礎石を据えることとあわせて、楼閣状建物と推定される。建物内へは東からの地下水路（木樋・銅管）によって給水し、建物内部で利用している。余水は北の石神遺跡内へ導水し、または西の飛鳥川へ排水する。建物中央には漆塗木箱が設置されており、導水構造や建築構造、出土土器から斉明6年（660）5月に中大兄皇子が造った我が国初の水時計と推定される。この漏刻建物の四周には、四隅に楼閣を建てた回廊状建物が囲む。さらに周辺は石敷広場となっていた（奈文研1995）。なお、この漏刻は天智10年（671）4月25日には近江に移築されているので、近江遷都（667年）に伴って撤去されたものと推定される。

B期（天智後半～持統） 漏刻建物撤去後に、掘立柱建物が建てられる。さらに2時期に細分できるが、このうち四面庇建物は、天武朝の水落・石神遺跡の中では、最大のものである。



第1図 飛鳥地域の遺跡（7世紀後半）

C. 石神遺跡の調査

石神遺跡は、飛鳥寺旧境内の北西に位置する掘立柱塀に区画された南北180m、東西約140mの範囲である。

A期以前（推古・舒明） 顕著な建物遺構はあまり確認されておらず、当遺跡中心部には斜行する方位の石列・溝等がある。遺跡南半には、遺構としては確認されていないが、620～630年代の瓦が出土しており、瓦葺建物が想定できる（花谷2004）。また、遺跡東辺には、整地を施した上に同時期の瓦葺建物の一部と区画塀の北西隅が確認されている⁽⁸⁾が、これらの中心は石神東地区にあると思われる（奈文研2009）。

A-1・2期（皇極・孝徳） 西面を除く3面の掘立柱塀が確認されている。この中には井戸を中心として建物群が建てられているが、まだ散在した状況である。一方、東面大垣の東にも南北塀があり、石神遺跡の東に隣接して別の区画施設（石神東地区）が存在する。両塀の間は南北通路となっている。

A-3期（斉明～天智前半） 南の水落遺跡からの水路網が石神遺跡内西区画に延びることから同時期であることが確認できる。区画施設はA-1・2期をほぼ踏襲した位置にあり、南面大垣は水落遺跡との間が一部で途切れていることから、一体利用されていたことがわかる。区画内は西建物群と東建物群、そして北方の倉庫群に分かれる。西建物群は石神遺跡の中心施設で、廊状建物に囲まれた中に四面庇建物などを配置している。一方、東建物群は西建物群を小規模にしたもので、やはり廊状建物に囲まれた施設となる。この中には方形池もある。北方には倉庫を中心とした施設がある。東面大垣の東には南北塀があり、この時期にも東側に別の区画（石神東地区）が存在したことがわかる。明治時代にこの地で出土した須弥山石や石人像などの噴水石造物もこの時期のものと考えられ、史料や遺構から、斉明朝の迎賓館施設と推定されている。

B期（天智後半～天武） 南面及び北面大垣は前期をほぼ踏襲するが、東面大垣が撤去され、遺跡は東へと拡大している。区画内には総柱建物の倉庫と南北の細長い建物が多くあるが、あまり計画性がみられない。南北棟建物も、収納施設と考えられる。この時期に属する鉄鏃が遺跡南半を中心に出土しており（奈文研1985）、東北産黒色土器もこの時期のものである（巽1997）。

C期（藤原京期） B期の大垣を含め、建物群をすべて廃し、新たな建物群を建てる。一辺70mの区画の中に、建物が数棟確認されているが、配置の全貌は明らかではない。また、区画の東側にはクランクする南北道路がある。

IV. 飛鳥寺西地域の空間構成

これまでの発掘成果と史料を対比し、各地区の時期ごとの性格について検討してみたい。ここでは飛鳥寺西方遺跡を飛鳥寺西地区、水落遺跡を水落地区、石神遺跡を石神地区、石神遺跡の東辺から東方にかけてを石神東地区と呼称することにする。

A. 飛鳥寺西地区

7世紀前半には掘立柱区画塀があるが、この区画の規模や性格については、今のところ特定できていない⁽⁹⁾。この他には土管暗渠⁽¹⁰⁾以外に顕著な遺構が確認されておらず、この時期は広場的な空間が広がっていたものと推定される。これは史料2からも蹴鞠のできる槻樹の広場であったが、まだ石敷等は施されていないと考えられる。この地区に槻樹が存在していたことは崇峻元年（588）の飛鳥寺発

願の記事や史料2・3から推測されるが、発掘調査ではまだ確認はされていない。槻樹の大樹は斎槻であり、依代であることから、神を媒体とした誓約のシンボルであった。ただし、夷狄ではなく、天皇と群臣との誓約である。この時期にはすでに、槻樹のある広大な空間であったと考えられる。

斉明朝頃に石敷広場として整備されたとも考えられるが、この時期には利用状況を示す史料がない。一方、壬申の乱の時には、この地区は近江軍の軍営地となっていた（史料12）。そこには槻樹があったことがわかり、軍を駐屯できる広大な空間があったことがわかる。遺跡では、この時期にはB期になっており、石敷の広場が広がっていた景観ができていたと考えられる。

この広場は次の天武・持統朝にも引き継がれる。この頃は史料13～18にもみられるように、蝦夷・隼人などの夷狄に対する服属儀礼と饗宴の場として利用されている。このオープン空間には槻樹があり、飛鳥川の川辺の広大な空間が、夷狄の饗給空間となっていたのであろう。

B. 水落地区

漏刻建設以前のA期以前（皇極・孝徳）には、四面庇建物とそれを囲む長廊状建物の一部が確認されている。この建物群は一部しか確認されていないが、石神遺跡A-3期の西建物群との配置の類似性が指摘されており、漏刻施設建設にあたり、石神地区の西に建て替えられた可能性が報告されている。このことから、後述する石神遺跡A-3期の建物群と類似の性格が考えられる。ただし、少なくとも史料上、この時期に飛鳥寺西地域での夷狄の饗給に関する記事はみられないので、迎賓館的な性格が考えられる。ここでこの施設の特徴を改めて整理しておきたい。まず、水落地区は「小墾田」ではなく、推古朝山田道（古山田道）の南にある「飛鳥」に位置する。よって皇極・孝徳朝に「飛鳥」に造られた、極めて大規模な施設と言える。そこで注目されるのが史料4である。これは孝徳天皇を難波に置いて、中大兄皇子・皇祖母尊（皇極前天皇）・間人皇后らが、飛鳥に戻ったときに利用した「倭飛鳥河邊行宮」の記事である。従来、この飛鳥河邊行宮の有力な候補地としては、飛鳥川上流に位置する稲淵宮殿跡とされていた。そこで確認されている遺跡はまさに宮殿級の建物であり、時期的にも整合性が高い（奈文研1977）。しかし、ここで問題となるのは、その地が「飛鳥」ではない点である。これまで、飛鳥河邊行宮の「飛鳥」を地名とはせず、飛鳥川の岸辺にある行宮として理解しようとしていた。しかし、「飛鳥」が地名に基づくものであるとするならば、「飛鳥」にある河邊の行宮と素直に理解できるのである。飛鳥川沿いの「飛鳥」の地における河邊を想定できる場所は極めて限られている。史料15には「飛鳥寺の西の河邊」とあり、飛鳥寺西地域に限定できよう。このなかで、行宮に転用できる施設が確認されているのは、水落地区の施設群となる。よって、水落地区A期以前の施設は、既存施設（石神地区A-3期と類似施設）を利用した飛鳥河邊行宮であった可能性が指摘できる⁽¹⁾。さらにこの施設は、斉明元年（655）に飛鳥板蓋宮の火災のあとに一時的に遷った飛鳥川原宮の可能性もある（史料6）。飛鳥川原宮は従来、川原寺の下層に推定されてきた（奈文研1960）が、飛鳥川の左岸が「飛鳥」であったかは疑問であり、川原宮の川原が一般名詞だとすると、飛鳥の川原の宮といえる。飛鳥河邊行宮も飛鳥川原宮も、いずれもが「あすかかわはらの（かり）みや」と同じよみをしており、時期的にも、漏刻が設置される以前の施設で、齟齬はきたさない。さらに斉明7年（661）11月の、斉明天皇の殯を「飛鳥川原」で行っている（史料10）が、ここでは「飛鳥川原」ではなく、「飛鳥川原」であることから、飛鳥寺西の広大な広場であった可能性も推定される。いずれにしても、水落地区の建物群は、飛鳥河邊行宮や飛鳥川原宮に転用された迎賓館的施設と推定される。

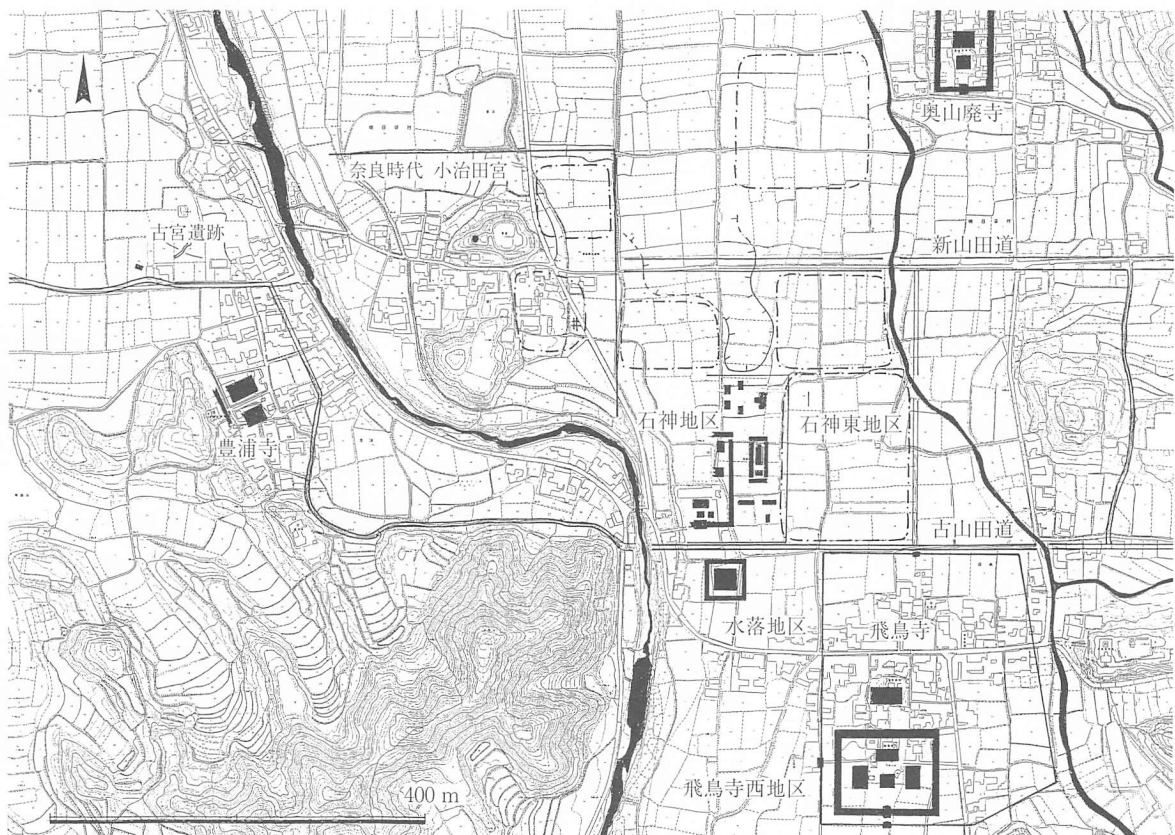
A期（斉明～天智前半）になると、A期以前の施設を撤去し、周囲を石貼りした溝に囲まれた楼閣

状の建物が建てられる。建物内部には地下配管によって、水を利用した施設が設置されており、史料9の斉明6年(660)5月に、我が国初めての漏刻が造られたことが記されており、これに対応する。漏刻施設の廃絶時期は明確ではないが、天智10年(671)に大津の新しい台に置く(史料11)とあり、天智天皇が皇太子の時に造ったものであると記されていることから、飛鳥の漏刻を移設したとも考えられる。よって、この時点では飛鳥に漏刻はない。さらに漏刻を近江遷都時に飛鳥へ残して、大津へ運ばなかったとは考えがたく、近江遷都の天智6年(667)3月が漏刻機能停止の下限となる。

B期(天智後半～持統)になると、漏刻施設を撤去し、新たに2小期の掘立柱建物が建てられる。これは石神地区のB期に並行する時期の建物である。このうち1棟は四面庇の東西棟建物で、この時期に、水落地区・石神地区の中で確認されている建物の中で最も格式の高い建物となる。B期はA期の廃絶時期から類推する限り、近江遷都後に造営された可能性が高く、水落遺跡のB期も壬申の乱の時には建設されていたと考えられる。よって、この時期に、この地区で最も重要な施設であったと考えられる。近江遷都時において飛鳥古京を守っていた拠点は、留守司であった。これまでその位置は特定されておらず、漠然と飛鳥寺西地域と想定されていただけである。その中で、この建物の位置・構造・時期を考えると、この建物が留守司の施設であった可能性が高い。よって、壬申の乱時の水落地区は、留守司であったと考えられる(相原2011)。そして、天武朝には、水落地区から飛鳥寺西地区にかけてが饗給の地であり、石組方形池がこの時期の水落地区にあることも、これを補強する。

C. 石神地区

石神地区のA期以前(推古・舒明)の遺構には、斜行する溝や石敷などがあるが、建物など、顕著な遺構が確認されていない。しかし、この地区の南半では、当概期の瓦が出土することから、瓦葺建



第2図 飛鳥寺西の空間構成

物が古山田道に面して建てられていたことが推測される。飛鳥時代に瓦を葺く建物といえば、寺院あるいは仏教に関わる施設と考えられているが、難波館(難波宮下層)⁽¹²⁾や相楽館(高麗寺下層)の事例から、外国使節団の迎賓館的な建物にも瓦を葺いた可能性が指摘されている(小笠原1999)。このことから、古山田道に面したこの時期の石神地区には外国使節団をもてなす迎賓館的な建物があったと推定する。このことは、7世紀前半の新羅土器が石神遺跡から多く出土することも、この理解を助けよう(重見2012)。また、後述するように石神東地区には、推古朝の王宮があったと推定しており、石神地区の瓦葺建物は、王宮に付属する迎賓館という理解ができる。

A-1・2期(皇極・孝徳朝)になると大規模な施設を造営する。まだ計画性はよく読み取れないが、井戸をはじめとする遺構はA-3期の前身となっているのは間違いない。水落地区のA期以前の建物群と並行する建物群であるが、中心施設は水落地区に設置されていたのであろう。この時期、史料にその利用を伺わせる記事がみられないことから、その性格は確定できないが、A-3期の前身的な施設であること、水落地区の建物群が石神地区A-3期と類似することから、水落地区の迎賓館付属施設であった可能性がある。

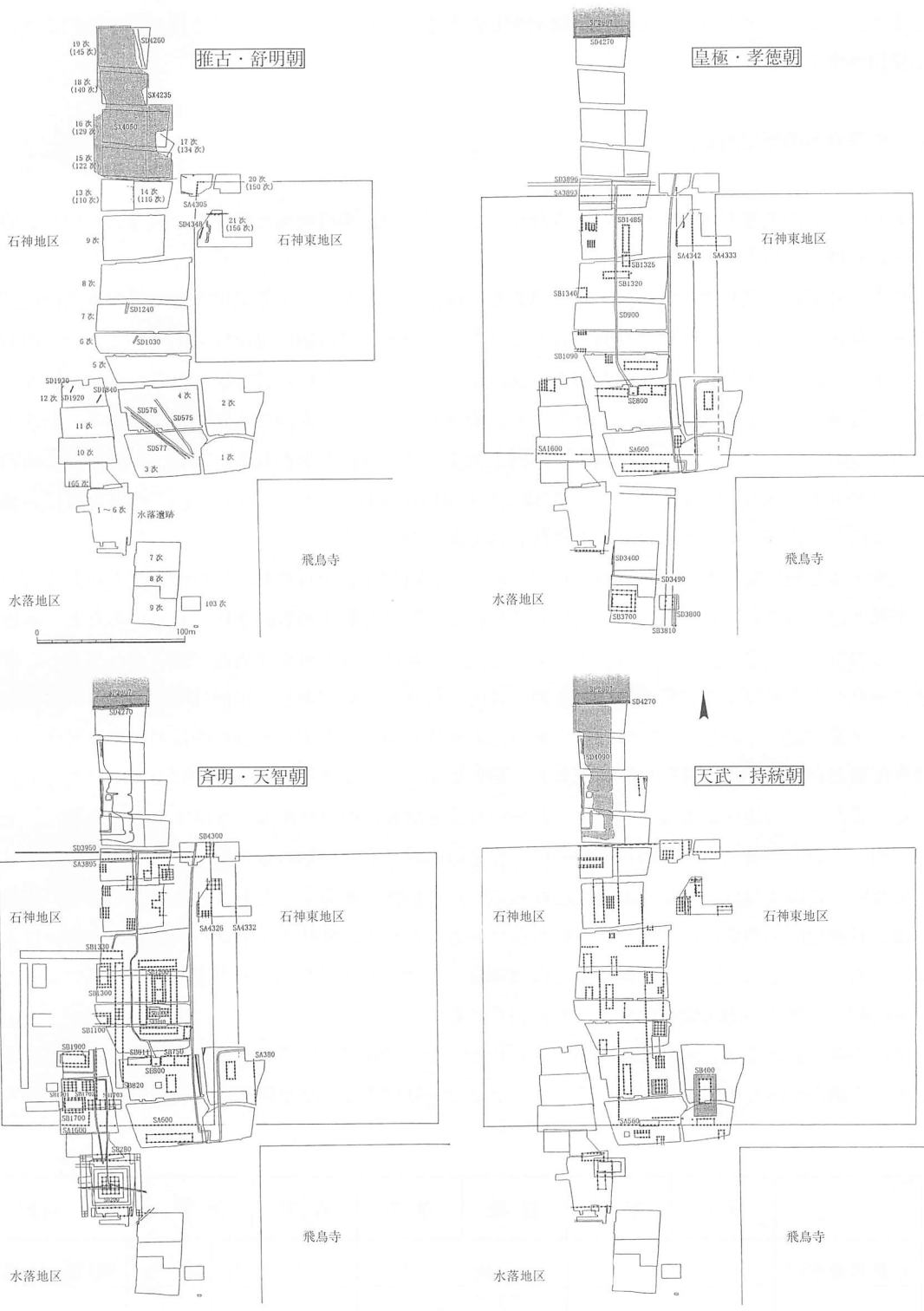
そして次のA-3期(斉明～天智前半)になると、整然とした建物群が東西2区画造営される。極めて大規模で特殊な配置であり、方形池も存在している。噴水石造物である須弥山石や石人像が出土していることから、史料7～9にある石上池や須彌山像がこれに該当すると考えられる。この地区が飛鳥寺の北西に位置することから、夷狄の服属儀礼に伴う饗宴の場であることが確実視されている。史料によると饗宴の場は須彌山のある空間とされており、この石神地区を中心とした施設と考えられるが、先にも記したように服属儀礼は飛鳥川を利用していることも考えられ、広く飛鳥寺西地域が儀礼空間として用いられたのであろう。

B期(天智後半～天武)は、水落地区で検討したように、天武朝が中心ではあるが、その造営は天智後半にまで遡ると考えられる。この時期、石神地区の区画が東へと拡大され、石神東地区と一体利用される。ここでは、倉庫と考えられる総柱建物や、南北棟の細長い建物が多いことから、一般的な実務官衙とはみなせない。むしろ南北棟の側柱建物も収納施設と理解すべきである。その収納物品名については明らかにはできないが、鉄鎌が多数出土していることから、少なくとも南半部については、武器を収納していた可能性が高い。史料12に記される「小墾田兵庫」は石神地区南半部に該当しよう(相原2011)。よって、この時期の石神地区には、様々な物品を収納していた収蔵施設と考えられ、この中には蝦夷の饗宴に使う黒色土器も収納されていた。

D. 石神東地区

石神東地区のA期以前(推古・舒明)には区画施設の北西隅部とその内側に瓦葺建物が確認されているだけである。石神地区では斜行溝や石敷の一部しか確認されていないことや、この東地区が微高地になっていることから、この時期の遺跡の中心は東地区にあったことがわかる。この遺跡の性格としては、推古朝に造営された小墾田宮の可能性を考えている。その根拠は、推古朝山田道が飛鳥寺北面大垣に推定されること、この地が「飛鳥」ではなく「小墾田」であること、この時期の大規模な整地と区画が確認されていること、小墾田宮の歴史的な変遷と石神東地区の遺構の変遷が一致することから、ここに飛鳥時代の小墾田宮が想定される(相原2013a・2013b)。

これに続くA-1・2期(皇極・孝徳)やA-3期(斉明～天智前半)も、区画施設の西面しか確認されていないが、石神地区の区画とは通路を挟んで別の区画が並んでいたことになる。小墾田宮が推古朝以降、斉明朝まで存続しており、その後は約100年間、史料から消えるという歴史と、東区画



第3図 飛鳥寺西の変遷

の存続時期が符合する。よって、この時期も小墾田宮として存続していたと理解できる。

しかし、B期（天智後半～天武）になると、石神東地区は、石神地区の拡大により、取り込まれてしまう。ここに小墾田宮としての性格は消失したと考えられる。すでに石神地区B期にみたように、小墾田兵庫を含む収納施設となっていた。

V. 飛鳥寺西の歴史の変遷

個々の地区の変遷と性格を検討してきたが、ここでは飛鳥寺西地域の歴史的な変遷について、時期ごとに整理しておきたい。

推古・舒明朝の飛鳥寺寺域の西には、顕著な利用がみられない。土管暗渠や掘立柱塀がこの時期まで遡る可能性もあるが、性格はなお明らかではなく、皇極・孝徳朝の可能性もある。また、この時期にはすでに、槻樹が存在していたとおもわれるが、利用記録がない。これに対して、飛鳥寺の北側の石神東地区には、小墾田宮が造営されており、隣接する石神地区南辺でも瓦葺建物がある。新羅土器の出土もあることから、王宮に付随する外国使節団の迎賓施設と思われる。なお、この時期の山田道は、飛鳥寺北面大垣の位置にあり、王宮はこの山田道に面して造られていた。この道を境に、北が「小墾田」、南が「飛鳥」と呼ばれる地域名称であった。

皇極・孝徳朝になると、飛鳥寺西の槻樹広場では、蹴鞠などが行われていたが、まだ夷狄などの饗給空間とはなっていない。ただし、槻樹の神聖性から天皇と群臣の誓約が行われているなど、君臣統合などの特殊な用途に用いられることもあった。水落地区には大規模な施設が建設されており、孝徳朝に飛鳥へ中大兄皇子らが帰還したときの一時的な行宮として利用した可能性がある。さらに飛鳥板蓋宮火災後に遷った飛鳥川原宮も同地であった可能性もある。本来の施設目的は明確にはできないが、建物配置が石神地区A-3期の建物配置との類似性から、すでに迎賓館的施設になっていた可能性はある。また、石神地区にも施設が建てられており、水落地区の付属施設と理解すべきであろう。

斉明・天智朝の飛鳥寺西の槻樹広場では、饗宴の広場にも使い始めると考えられるが、史料では明確でない。この頃にはすでに石敷広場となっていた可能性もある。ただし、この時期の夷狄の服属儀礼は、石神地区の須弥山のもとで執り行われていることから、儀礼の中心は石神地区、あるいは水落地区であった。そして、水落地区の漏刻台は時間を告げるだけでなく、時を支配することによって人民を統制し、夷狄の服属儀礼の重要な舞台装置でもあった。

壬申の乱においては、飛鳥は近江側に守られていた。近江軍の駐屯地が飛鳥寺西に設営されており、広大な広場があったことがわかる。そして、飛鳥の守りに重要な小墾田兵庫は石神地区内に設けられ

	推古	舒明	皇極	孝徳	斉明	天智	天武・持統
飛鳥寺西地区	○		槻樹広場		槻樹広場	軍営	饗宴広場
水落地区	-		迎賓施設 (河邊行宮・川原宮)		漏刻	留守司	饗宴広場
石神地区	迎賓施設		迎賓館付属施設		迎賓館	収納施設 (小墾田兵庫ほか)	
石神東地区			小墾田宮				

ており、留守司は水落地区に建てられていた。つまり、飛鳥を守る強力な防衛ラインを飛鳥寺とその西から北西に配置することによって、南方にある飛鳥宮を守っていたのである。

天武・持統朝になると、夷狄の饗宴の場が、石神地区から飛鳥寺西地区に移る。ここには種子島・隼人・蝦夷などの辺境の人々が集まり、槻樹の下で服属儀礼が行われている。石神地区で出土する東北産黒色土器もこの時期のもので、これを裏付けている。石神地区は饗宴施設そのものというよりは、夷狄饗宴の物品も含めた収納施設と考えるべきであろう。服属儀礼・饗宴の中心は、飛鳥寺西地区から水落地区と考えられる。

VI. 総括—飛鳥寺西の位置づけ—

このように飛鳥寺西地域は、史料や発掘成果を踏まえて、その性格が特定されつつある。これまでの研究でも、化外民に対する服属儀礼や饗宴など、饗給の空間として存在していたことが指摘されていたが、この他にも時期ごとに細かくみると、様々な利用があったことが提示できたと思う。そこで、この地域の位置づけについて記し、まとめにかえたい。

飛鳥寺西地域の性格は、夷狄の饗給にあったことは間違いない。それは漏刻が時を告げるだけでなく、時間を支配することによって、夷狄をも服属させる意味をもち、石神地区B期も儀礼に関わる物品を収納していたこともこれに関連する。そして、槻樹や須彌山、そして飛鳥川の河邊というのも、服属儀礼空間に必要な不可欠のものであり、シンボリックな存在であった。

これが主たる性格ではあるが、一時的には、別の用途として利用されることもあった。それは難波遷都時に、飛鳥河邊行宮として利用した施設や、飛鳥板蓋宮火災後に遷った施設。そして、壬申の乱における近江軍営地・留守司・小墾田兵庫などである。前者については、この時期に皇祖母尊は天皇でないことから、前王宮（飛鳥板蓋宮）に入るができなかった。そこで、皇祖母尊が一時的に滞在できる既存施設として、水落地区の施設（A期以前）が利用されたのであろう。一方、後者は大規模な軍を駐屯させることのできる空間は飛鳥寺の西にしかなく、石神地区の収納施設に武器も収納することができる。飛鳥寺も取り込んだこの地を最終防衛ラインとすることによって、飛鳥宮を死守できると考えられたのであろう。

では、なぜこの地が夷狄の服属儀礼や饗宴の場として位置づけられるようになったのであろうか。まず、飛鳥寺創建の崇峻元年の記事「飛鳥衣縫造が祖樹葉の家を壊ちて、始めて法興寺を作る」からも伺えるように、この地には飛鳥寺創建以前から槻樹が生息していた。槻樹は依代として、王権に対する服属・誓約を行う象徴でもあった。このことは『今昔物語』巻11-22に、飛鳥寺の堂を建てようとして槻の巨木を切ろうとしたところ、不幸事があったという記事からも裏付けられる。また、『日本書紀』推古2年（594）2月条には「皇太子及び大臣に詔して、三宝を興し隆えしむ。是の時に、諸臣連等、各君親の恩の為に、競ひて仏舎を造る。即ち是を寺と謂ふ。」とある。これは三宝興隆の詔であるが、この記事から、寺院とは天皇と氏の先祖に対する追善のためのものとする。これらのことから寺院とは、君臣統合の場であり、仏教は君臣確認の機能を果たしていた。よって、天皇に対する誓約の施設でもある。そして、須彌山像も、世界の中心として建立され、そこで饗給することによって、服属儀礼が成立していたのである。『日本書紀』敏達10年（581）2月に「是に綾槽等、懼然り恐懼みて、乃ち泊瀬の中流に下て、三諸岳に面ひて、水を舐りて盟ひて曰さく、（後略）」とあり、初瀬川の流れの中に、三輪山に向かって水をすすって服属の誓いをたてたということから、古来、服属儀礼は河邊で行われていたこと⁽¹³⁾から、飛鳥寺西の飛鳥川の川辺という地が選ばれたのであ

う。特に、7世紀までは神を媒体として、このように呪術的な空間が饗給の場として用いられていたが、8世紀以降、饗給の空間は、朝堂院に固定されていく。今泉氏の指摘にもあるように、呪術から儀礼へと変化しているのである（今泉1986）。これは大宝律令を境として変化しており、夷狄の服属儀礼が朝堂院内での儀式に組み込まれていくことによる⁽¹⁴⁾。

さらにもう一点加えるならば、7世紀前半においては、飛鳥寺南方はまだ未開発であり、飛鳥寺北辺の古山田道沿いが開発されていた。飛鳥寺の北には山田道に面して、王宮が営まれ、その隣接地に瓦葺の迎賓館的施設も配置されていた。この隣国（大隋）と諸蕃（朝鮮諸国）に対する迎賓館施設が、夷狄（蝦夷・隼人など）に対する饗宴施設へと変化したのである。後に、石神遺跡が迎賓館になる原型がここから読み取ることができ、それは飛鳥寺西という広大な地域の性格を確立する布石となったのである。

このように君臣統合のための呪術的な槻樹の広場と、隣国・諸蕃のための迎賓施設が統合され、夷狄・諸蕃の饗給の空間となった。そして、そこに世界の中心である須彌山や時空間の中心である漏刻を建設したのである。斉明朝の漏刻が、地理的に飛鳥の中央にあるだけでなく、須彌山同様に、飛鳥の中心に位置していた⁽¹⁵⁾。まさに、天皇が天下を治める「飛鳥のセンター」「国家のセンター」を創造したのである⁽¹⁶⁾。

このように飛鳥寺西地域は、飛鳥時代の歴史のエポックに必ず現れる極めて重要な場所である。そして、天下の中心であった。しかも、その場所の重要性には、歴史的な必然性が、そこにあったのである⁽¹⁶⁾。

本稿を成すにあたっては、青木敬・木下正史・西光慎治・高橋幸治・辰巳和弘・辰巳俊輔・長谷川透・山本崇の各氏から、多くのご教示・ご指導を得た。ここに記して感謝の意を表したい。

なお、平成24年7月16日の万葉文化館での研究発表の内容は「7世紀前半の飛鳥の景観」であったが、当日の発表とほぼ同じ内容が相原2013a・2013bで刊行されている。よって、本稿では、当日の発表内容を踏まえて、飛鳥寺西地域の歴史的な位置づけについて論証したものである。

（平成25年10月27日稿了）

註

- (1) 飛鳥寺西方遺跡の範囲確認調査を、明日香村教育委員会は平成20年度から継続調査をしている。
- (2) 天皇・国家の統治権のおよぶ範囲を「化内」と呼び、その外部の領域を「化外」として区別する。「化外民」は「隣国（大唐）」と「諸蕃（朝鮮諸国）」と「夷狄（蝦夷・隼人など）」の三つに区分できる（石母田1973）。化外民のうち、諸蕃と夷狄の支配にあたっては、朝貢と饗給によって成立している。「朝貢」とは「来朝貢献」することであり、「饗給」とは饗宴と禄物を賜与することである。この朝貢と饗給によって、天皇・国家と諸蕃・夷狄との支配関係が確立される（今泉1986）。
- (3) 『日本書紀』の書き下し文は、坂本太郎ほか1965による。
- (4) 都貨邏人とは、西域のウズベック共和国あたりや、九州南方のトカラ諸島、ビルマあたりとする説があるが定説はない。
- (5) 石神遺跡は厳密には飛鳥寺の北西にあたり、飛鳥寺の真西ではない。ここでの課題は、須彌山石の出土地は石神遺跡内であるが、本来の設置場所が石神地区内か、大垣の南の水落地区内かは明らかでない点である。もうひとつは石神地区が饗給空間そのものではなく、儀礼後のゲ

ストハウス、レセプションハウスの位置付けの可能性もある。現状では、設置場所を特定できず、3度の造立も同じ場所とは限らない。ただし、石神遺跡A期には石組方形池もあることから、ここを饗給の場と理解しておきたい。B期の方形池は水落地区にあるので、この時期の石神地区は饗給の空間ではないと考える。よって、ここでは石神遺跡も飛鳥寺西に含まれると理解しておきたい。今後のさらなる検討を要する課題である。

- (6) 石神遺跡出土の須弥山石や石人像については仏教世界の産物か、道教世界の産物かの見解が分かれている。須弥山は、仏教世界の中心に聳える山である（千田2001）が、道教世界では崑崙山、石人像は仙人東王父・西王母となる（和田2003）。
- (7) 史料2の「大槻」か飛鳥寺西ではなく、軽街であれば、飛鳥寺西の初出は斉明朝以降となり、難波遷都以前の性格は、史料上からは読み取れないことになる。
- (8) 石神遺跡第21次調査の時期区分では、瓦葺建物をA-1期としているが、本稿では、従来のA-1期が640年代であり、瓦葺建物の年代が620~630年代であることから、A期以前の時期区分に含めた。よって第21次調査の時期区分とは必ずしも一致していない。
- (9) 飛鳥寺西方遺跡で確認されている掘立柱塼の性格は明確ではない。今後、遺構の所属時期も含めて検討する必要がある。仮に、この遺構が斉明朝まで降ると、史料10との関係も検討が必要となる。
- (10) 土管暗渠については、7世紀後半の可能性も指摘されており（木下1997）、水落・石神遺跡への導水の可能性も、今後検討する課題である。
- (11) 飛鳥河邊行宮が飛鳥寺西地域にあった可能性については、山本崇氏との会話の中で指摘された。これを受けて「飛鳥」と呼ばれる地域内で、その候補地を検討していたなかで、水落遺跡A期以前の建物群にその可能性があることに気づいた。
- (12) 瓦葺建物を寺院・仏教施設とみるのは奈文研2009でも指摘されている。また、古市晃氏は王権の支配拠点には瓦葺建物があり、仏教による君臣統合があったとする（古市2009）。
- (13) 熊谷公男は、蝦夷の服属儀礼の場を、6世紀後半には王宮の近傍の川原で行われていたが、推古朝頃から朝廷に移して行われていたとする。さらに斉明朝になって飛鳥寺西地域が整備され、この場所に変化したとする（熊谷1997）。基本的に朝貢は朝（朝堂院）において行われ、饗給の場所が変化したと考えられる。
- (14) 平城宮前期中央区朝堂院は太政官の管轄であり、前期東区朝堂院は神祇官の管轄であったとの見解がある（水林2002）。これが前段階の藤原宮朝堂院では、両者が一体化していたものが、機能分化したものと考えられ、飛鳥大嘗宮が朝堂院へと設営場所が移ったこととも関連する（相原2003）。このことから、朝堂院はそれまでの祭祀と政治が儀礼空間に集約されたと理解できる（相原2012）。
- (15) 須弥山は仏教世界では宇宙の中心にあり、漏刻の存在ともあいまって、少なくとも斉明朝にはここが「天下の中心」であったと考えられる。ここでいう「天下」とは、天皇のもとに成り立つ世界であり、夷狄など辺境の化外民を服属させるのは重要政策であった。
- (16) 飛鳥における天下の中心が、大宝律令制定において藤原宮大極殿へと遷ったと考えられる。
- (17) 飛鳥の中心を飛鳥寺西地域に設けた理由は、槻樹や飛鳥寺の存在が考えられるが、小墾田宮の存在も、「飛鳥の中心」の形成にあたって、大きな影響を与えたと考えられる。

参考・引用文献

- 相原嘉之2003a 「飛鳥大嘗宮論」『続文化財論集』文化財論集刊行会
- 相原嘉之2011b 「飛鳥古京の攻防」『琵琶湖と地域文化』林博通先生退任記念論集刊行会
- 相原嘉之2012 「我が国における宮中枢部の成立過程」『明日香村文化財調査研究紀要 第9号』
- 相原嘉之2013a 「七世紀前半の飛鳥の景観」『飛鳥と斑鳩－道で結ばれた宮と寺－』ナカニシヤ出版
- 相原嘉之2013b 「飛鳥寺北方域の開発」『橿原考古学研究所論集 第16』八木書店
- 石母田正1973 「天皇と諸蕃」『日本古代国家論 第一部Ⅶ』
- 今泉隆雄1992 「飛鳥の須彌山と齋槻」『東北大学文学部研究年報 41号』
- 今泉隆雄1986 「蝦夷の朝貢と饗給」『東北古代史の研究』吉川弘文館
- 小笠原好彦1999 「高麗寺の性格と造宮氏族」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 木下正史1997 「飛鳥寺西辺の儀礼空間」『国立歴史民俗博物館研究報告 第74集』
- 熊谷公男1997 「蝦夷と王宮と王権と」『奈良古代史論集 第三集』真陽社
- 坂本太郎ほか1965『日本古典文学大系68 日本書紀 下』岩波書店
- 重見 泰2012 「石神遺跡の再検討」『新羅土器からみた日本古代の国家形成』学生社
- 千田 稔2001 『飛鳥－水の王朝－』中央公論新社
- 辰巳和弘2009 『聖樹と古代大和の王宮』中央公論新社
- 巽淳一郎1997 「飛鳥石神遺跡出土の東北系土師器」『蝦夷・律令国家・日本海－シンポジウムⅡ資料集－』日本考古学協会1997年度秋田大会実行委員会
- 奈良国立文化財研究所1960 『川原寺発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所1977 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報7』
- 奈良国立文化財研究所1985 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報15』
- 奈良国立文化財研究所1995 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅳ－飛鳥水落遺跡の調査－』
- 奈良国立文化財研究所1997a 「飛鳥寺の調査－1996-1・3次、第84次」
『奈良国立文化財研究所年報1997－Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1997b 「水落遺跡の調査－第9次、1995-1次」
『奈良国立文化財研究所年報1997－Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所2000 「水落遺跡の調査－第103次」『奈良国立文化財研究所年報2000－Ⅱ』
- 奈良文化財研究所2009 「石神遺跡（第21次）の調査－第156次」『奈良文化財研究所紀要2009』
- 花谷 浩2004 「石神遺跡の瓦」『奈良文化財研究所紀要2004』
- 古市 晃2009 『日本古代王権の支配論理』塙書房
- 水林 彪2002 「平城宮読解」『日本古代王権の成立』青木書店
- 山田英雄1953 「中臣鎌足伝について」『日本歴史 第58号』
- 和田 萃2003 『飛鳥－歴史と風土を歩く－』岩波書店

挿図出典

- 図1：筆者作成
- 図2：筆者作成
- 図3：筆者作成